

令和3年11月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和3年11月5日
武雄市農業委員会

令和3年11月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和3年11月5日(金)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時10分

2. 場 所 武雄市文化会館大集会室A

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜		○
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

山口和利、永尾 修、小柳 満、差形勝見、西村栄義、荒川宏文、山口恭広、岩瀬源吾、古場邦彦、平原 実、山口忠俊、山口 浩、松岡義信、田淵清徳、山田鉄男、樋口英則、鈴山春樹、中原 位、宮原洋昭、平川 香、山口良孝、橋口和彦、立川浩吉(以上23名)

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	4件
議案第2号	農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による許可申請	6件
議案第3号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請 及び 農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)	
議案第5号	武雄市非農地証明願	3件
議案第6号	農業振興地域内、農用地からの除外	1件

6. 議事内容 以降記載

《開 会》

事務局長 本日は新体制になって初めての農業委員、農地利用最適化推進委員の合同会議となっております、合計45人の委員さんに出席いただくこととなっております。本日の座席は、農業委員さん、推進委員さんを町毎でいっしょにしております。また、いつもは1階のミーティングホールで開催していましたが、現在、他のイベントが開催中のため、大集会室Aでの開催となりました。最近、コロナウィルスの新規感染者数が落ち着いてきていますが、感染予防対策として換気をしながら、また、会場の定員が100名に対して1/2の約50人の出席ということで、密を避けての開催となります。

本日は 15番 山下委員から欠席の届出があっております。農業委員の欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立いたします。

それでは会長、よろしくお願ひします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和3年11月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。本日は議案第1号から議案第6号までの審議について、協議をお願いいたします。

議事録署名人に、5番 松尾隆博委員、14番 永石委員を指名いたします。それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いいたします。

事務局 10月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様から質問等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が、4件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号について説明します。議案書の1ページをお開きください。

1番。土地は橘町の田1筆、面積1,104㎡です。申請事由は、昨年まで耕作していた方が亡くなり、新たな耕作者が見つかっていなかったところ、以前、譲受人の祖父が耕作していたこともあり、自宅から近く、管理しやすいとのことで、今回申請をされております。土地の価格は一筆当たり30万円です。

2番。土地は朝日町の畑1筆、面積183㎡です。申請事由は、譲受人の所有地に近く管理がしやすいとのことで申請されています。土地の価格は発生しておりません。

3番。土地は朝日町の田1筆、面積1,150㎡です。申請事由は、譲渡人は県外に居住しており耕作・管理ができない、譲受人の自宅に近く現在も耕作されていることから申請されています。土地の価格は10a当り3万円です。

2ページに移ります。

4番。土地は北方町の田1筆、畑3筆、計4筆、面積は合計779㎡です。譲渡人は県外に居住しており耕作・管理ができない、譲受人は市内在住で管理がしやすいことから申請されております。親戚関係にございまして、土地の価格は発生しておりません。

以上4件につきまして、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

議案の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長

特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長

特に無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による4件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による4件の許可申請については、許可することに決しました。

—— 《議案第2号 農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による許可申請》 ——

会 長 次議案第2号、農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による許可申請が6件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。議案書は3ページをお開きください。資料を合わせてご覧ください。

1番、権利の内容は所有権移転。土地は武雄町の田7筆、面積合計6,738㎡です。申請事由は、交通の便も良く、生活環境として恵まれており、建売分譲住宅地として適地と判断されたため農振除外済。申請地のうち2筆、14647番2と14648番2が南側に隣接する道路の一部となっておりますので、始末書が添付されております。用途は建売分譲住宅23区画。道路、公園、ごみ置場等を計画されておまして、実測は、6,757.64㎡となっております。工事完了時期は許可後3年以内、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

4ページに移ります。

番号2番、権利の内容は所有権移転。土地は橘町の田1筆、1,776㎡です。申請事由は、現在の資材置場が手狭となったため新たに設けたいとのことで、農振除外済み。用途は資材置場で、工事完了時期は令和4年12月、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

3番。権利の内容は所有権移転。土地は武雄町の畑1筆、面積126㎡です。申請事由は、JA武雄支所の来客用駐車場が不足しているため、駐車場として整備したいとのことで、用途は駐車場、工事完了時期は令和4年3月、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

4番。権利の内容は所有権移転。土地は朝日町の田1筆、面積368㎡です。申請事由は、実家に戻る計画にされておりましたが、敷地が土砂災害特別警戒区域内であったため、実家の近くに新たに一般住宅を建築したいとのことで、用途は一般住宅、工事完了時期は令和4年6月30日、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号5番。こちらは農地法4条及び5条の規定による許可申請となっております。権利の内容は所有権移転です。土地は東川登町の畑3筆、面積合計512㎡。一筆4358番につき農振農用地でしたので農振除外済みです。用途は農業用倉庫、及び駐車場ですが既に整備済のため始末書が添付されております。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

議案書の6ページに移ります。

番号6番。権利の内容は賃貸借権設定の一時転用で、土地は北方町の田6筆、面積は合計で1,749.51㎡です。ここですみません、6筆目に記載の273番の1ですが、北方町大字志久となっていますが大字大崎の誤りです。修正をお願いします。申請事由は、九州新幹線佐世保線大町・高橋間複線化及び肥前山口・高橋間高速化工事の資材置場及び作業ヤードとして使用したいとのことで、令和3年5月7日付の許可の延伸申請になっております。延伸後の賃貸借期間は令和4年10月末までで、農地区分は52番の7が第2種農地、そのほか5筆が農用地区域内の農地で、許可基準の該当事項は記載のとおりです。

以上6件につきまして、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。このうち1番と2番の案件については10月26日に調査委員会を開催いたしました。座長の川口委員さんから調査結果の報告をお願いいたします。川口委員どうぞ。

調査委員会座長（11番委員）

ご報告いたします。令和3年10月26日午後1時30分から、A班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて調査委員会を開催し、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について審議しました。

議案第2号 申請番号1番の「建売分譲住宅」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。計画について申請人と共に実際に現地で確認を行い、「敷地からの排水経路はどのようになるか」と質疑があり、「敷地内の道路側溝を経由して計画地東側の水路に放流する」という回答がありました。

また、「敷地内の道路の帰属・管理について」質疑があり、「所有権は市へ帰属し、管理は住宅を購入した地域住民で行う」という回答がありました。

最後に「耕作地が広がっており、防除ヘリの飛行もあるため、トラブル防止策をどのように考えているか」と質疑があり、「売買契約書に記載し、承諾をとる」という回答がありました。

以上質疑等ありましたが、申請番号1番の案件については、調査委員会としては転用の許可基準から許可して差し支えないという判断になりました。

次に、申請番号2番の「資材置場」について申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑は、「8月の大雨で浸水被害が出ているが、水害対策をどのように考えているか、フェンス等を設ける予定はあるか」質疑があり、申請人より、「40センチ程度の盛土により、浸水しない程度の高さにすることを考えて

いる。フェンスの設置については、今後検討する」との回答がありました。

また、「法面の管理についてどのように考えているか」質疑があり、「適宜草刈り等を行い、隣接の農地には迷惑をかけないように対応する」との回答がありました。

また、計画について申請人と共に実際に現地で確認を行った際、「隣接の宅地との間に側溝を入れた方がよいのではないか」との質疑があり、申請人から「今のところ、排水は北側及び西側の水路に流す計画であるが、今後必要に応じて検討したい」との回答がありました。

以上質疑等ありましたが、申請番号2番の案件については、調査委員会としては、転用の許可基準から許可して差し支えないという判断になりました。

以上、報告します。

会 長 この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

宮原推進委員 6ページの6番の案件です。申請事由には、こういうふうに書いて延伸申請になっておりますけれども、実際のところ来年の10月31日まで1年間かけて、元どおり原状回復を図っていく工事をされるそうです。ということで補足説明をいたします。よろしくご審議ください。

会 長 他にないですか。

会 長 地元委員さんからの補足説明が終わりましたので質疑を開始いたします。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による6件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による6件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請
及び農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次、議案第3号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請が1件提出されております。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明します。議案書は7ページ、資料は22ページからになります。

番号1番、農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請になっております。土地は朝日町の田3筆、面積の合計は231㎡です。平成29年4月28日付で隣接の2筆を利用した一般住宅で転用の許可がされておりましたが、コロナ禍と災害による収入減少のため、当初の計画どおりに住宅建築ができなくなったため事業用に計画を変更し、新たに3筆を利用し車両置場などに整備される計画で、計画面積の合計は827㎡になります。工事完了時期は、許可後3か月の予定で、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による1件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による1件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

————— 《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次で議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局からの説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。資料は別冊になります。議案第4号「農業地利用集積事業計画（案）」についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。こちらに「令和3年度第8号利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、なし。

橘町、田、再設定、4件、19筆、30,600㎡。

朝日町、田、再設定、2件、2筆、2,083㎡。

若木町、武内なし。

東川登町、田、再設定、1件、1筆、3,227㎡。

西川登町なし。

山内町、田、再設定、5件、16筆、15,738㎡。

北方町、田、新規、1件、5筆、19,364㎡。

となっております。

4ページ以降に各町の詳細を記載しています。

次に3ページをご覧ください。所有権移転計画（案）について記載しております。12ページに詳細を記載しています。朝日町の田、1筆、3,206㎡です。農地の価格については委員さんの幹旋会議により決定しております。

また、利用権の変更については13ページ、利用権の解除は14ページに記載していますので、ご確認ください。

以上、農業経営地盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に意見も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明願申請について」3件が申請されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号についてご説明します。
議案書は8ページ、資料は26ページからとなります。そちらをご覧ください。

番号1番、土地は武雄町の畑1筆、面積は133㎡です。昭和54年から大坪石材株式会社へ碎石場用地として貸与していたということで、非農地証明事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

2番、土地は山内町の畑、1筆、面積は144㎡です。昭和23年頃から農地としての利用は行っておらず、周辺の山林と一体化しているとのことで、事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

3番、土地は北方町の畑3筆、面積は合計で計613㎡です。平成16年頃から耕作できなくなり、周囲の山林と一体化しているとのことで、事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

以上3件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、3件の武雄市非農地証明願につきまして、証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号 武雄市非農地証明3件について証明することに決しました。

—————《議案第6号 農振農用地域内、農用地からの除外について》—————

会 長 次に議案第6号を議題といたします。農振農用地域内、農用地からの除外に対する意見について、農林課の説明をお願いしたいところですが、今日は出張ということで、一ノ瀬局長が説明をいたします。

事務局長 失礼します。農林課に代わりまして私から説明をさせていただきます。
農林課では、現在、農振計画の全体見直しを行っており、通常の農振除外申請をストップしているところですが、8月の水害で被災され、住居移転を希望される方については申請を受け付けてよいと県から回答をもらいましたので、相談のあった本件のみ特例で受付を行い、みなさまの意見を伺うものです。なお、県からは全体見直しと同時進行で手続きを行うこととされておりますので、特例は本件のみとなります。

議案書についてですが、ページを振っておらず申し訳ございません。1枚めくっていただき、右側ページに農振除外を行う2件、4筆のリスト、1枚めくっていただき、2件の概要を記載しています。その右のページからそれぞれの位置図、字図、計画平面図でございます。計画平面図をご覧ください。この2件は親子で申請されるもので、一体となっております。

1枚戻って、横版の「農用地区域から除外する理由」をご覧ください。

申請番号1番、2番ともに除外目的は「一般住宅」、除外場所は1番が朝日町の田608㎡、2番が田2筆673㎡、畑1筆60㎡、計733㎡です。

この2件については、農林課としては「農振除外の5要件」を満たしていると判断をして受付をした案件でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第6号について、ご意見、ご質問等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

会 長 特に意見も無いようですので、議案第6号の質疑をとどめます。
議案第6号「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見について」、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第 6 号については「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

—————《報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出》—————

会 長 以上で、審議事項は終了し、次に報告事項に移ります。
報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出」について 1 件提出されています。この 1 件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号についてご説明します。議案書の 9 ページ、資料の 3 2 ページからになります。

番号 1 番、農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出です。農地法では、農地を農地以外のものにするものは県知事の許可を受けなければならないと定められておりますが、耕作者が 2 アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、例外となっておりますので、今回の届出はその例外に当たるものです。土地は北方町の畑 1 筆、面積は 268 m²のうち 182.90 m²を利用される計画です。地目を現況雑種地と記載しておりましたが、畑に修正をお願いします。工事完了は令和 3 年 1 2 月末の予定となっております。

以上、1 件につきご報告いたします。

会 長 報告事項の事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いします。

19 番委員 申請者の方がおいでになって、おじいさんかお父さんの名義変更がまだできていないということでしたが、現在、畑にトラクターとかなんとかがそのまま置いてありまして、もうあれかなと思っていたら倉庫を建てるとのことで印鑑をもらいに来られました。道に沿って全部この方の土地ですので、畑の分と宅地と隣の畑も全部この方の土地でしたので差しさわりのないと思ひまして印鑑を押ししました。

会 長 はい、ありがとうございました。地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特にないようですので、報告事項でございますので、この程度でとどめさせていただきます。

《事務連絡》

会 長 議案及び報告事項が終わりましたので、事務連絡に移りたいと思います。
事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局からの事務連絡

- ①農業者年金ラジオCMのPR
- ②人・農地プラン関係掲載記事の新聞切り抜き
- ③特例農地要件緩和の概要説明（令和3年3月議会一般質問関係）
- ④配付物
 - ・農家相談の手引き（冊子）
 - ・農業者年金制度と加入推進（冊子）
 - ・農業者年金勧誘推進セット（冊子）
 - ・農地六法案内チラシ
- ⑤タブレット端末10台の配付について（各町に1台ずつ配付）

《閉 会》

会 長 それでは以上をもちまして、令和3年11月の農業委員会総会を終わります。